

土総第370号
令和8年10月2日

隠岐支庁農林水産局長	様
隠岐支庁県土整備局長	様
防災部消防総務課長	様
農林水産部各課長	様
各農林水産振興センター所長	様
土木部各課長	様
各県土整備事務所長	様
浜田河川総合開発事務所長	様
浜田港湾振興センター所長	様
出雲空港管理事務所長	様
宍道湖流域下水道事務所長	様

土木総務課長
(建設産業対策室)
技術管理課長

公共工事の発注における労務費等の工事費内訳書への記入について

この度、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部改正に伴い入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費（事業主負担額）、建退共制度の掛金、安全衛生経費を記載しなければならないこととされました。

また、発注者に対しては、提出された内訳書の内容確認等必要な措置を講ずることが義務付けられました。

この取扱いについて、下記のとおりとしますので適切な対応をよろしくお願いいたします。

記

1. 入札参加者における対応について

(1) 工事費内訳書における記載について

入札参加者は入札時に提出される工事費内訳書において入札金額における内訳（材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金及び安全衛生経費）を記載するものとする。

(2) 対象工事

島根県が発注する建設工事（建築関係工事を除く）。

2. 発注者における対応について

別添「工事費内訳書の記入内容に関する取扱いについて」のとおり

3. 適用期間

令和8年11月1日以降に入札公告、指名通知を行う工事から適用する。